

## ペルー共和国 (Republic of Peru)

### 通 信

#### I 監督機関等

##### 1 運輸通信省 (MTC)

Ministry of Transports and Communications

Tel.	+51 1 615 7800
URL	<a href="https://www.gob.pe/mtc">https://www.gob.pe/mtc</a>
所在地	Jr. Zorritos 1203, Cercado de Lima, PERU
幹 部	Juan Francisco Silva Villegas (大臣/Minister)

所掌事務

電気通信政策の策定、電気通信事業者に対する免許付与、電気通信基盤の開発、電気通信投資基金 (National Telecommunications Program : Pronatel) の管理等を所掌する。

##### 2 電気通信民間投資監督庁 (OSIPTEL)

Supervisory Agency for Private Investment in Telecommunications

Tel.	+51 1 225 1313
URL	<a href="https://www.osiptel.gob.pe/">https://www.osiptel.gob.pe/</a>
所在地	Calle de la Prosa, 136-San Borja, Lima 41, PERU
幹 部	Rafael Muenta Schwarz (総裁/Chairman of the Board of Directors)

所掌事務

1991年7月に「法令第702号」に基づいて設立された独立規制機関で、電気通信分野における民間投資活動の規制監督を行う。所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 免許事業に関する規制監督
- ・ サービス品質の監視
- ・ 料金規制を含む公正競争の実現
- ・ 事業者間の紛争処理

2014年5月、ペルー議会は、OSIPTELの権限強化法案を承認した。同法によりOSIPTELの市場監視機能が強化され、各事業者に対し免許要件の順守を更に促進することが可能となった。

## II 法令

1994年電気通信法の一般規則 (General Regulation of Telecommunications Act: 最高政令第06-94-TCC号)

1994年2月に公布された。電気通信分野における基本法令であり、電気通信市場の自由化を目的としている。ペルーの電気通信市場は1998年8月に自由化された。同規則は制定されてから、たびたび改正されており、2007年7月には、「最高法令第020-2007-MTC号」が施行された。同改正法は、免許制度や電波利用等に関して包括的に規定している。また、2015年の改正では会計の分離が規定された。

## III 政策動向

### 1 免許制度

#### (1) 概要

固定・移動体通信事業及び放送事業に対する免許は、すべて競争原理に基づき付与される。法令が定める要件、事業財務基盤条件及び技術基準を満たしていれば、免許が付与される。一つの免許で、すべての通信サービスの提供が可能である。同一地域で同一周波数に対する複数の申請があった場合は、公開入札方式により決定される。

#### (2) 外資規制

電気通信分野において外資出資比率に関する規制はない。外国企業が投資を目的として、ペルー国内に通信事業会社を所有し、運用することに対して制限はなく、ペルー企業が参加しない外国企業だけの参加も認めている。

### 2 競争促進政策

#### (1) 接続制度

2008年2月、政府は電気通信市場の発展と競争促進を目的に、主要電気通信事業者の通信基盤に対するアクセスを規定する「最高法令第004-2008-MTC」を制定した。同規則では営業免許保有者は、主要電気通信事業者の通信基盤への妥当かつ非差別的なアクセスを与えられるべきであることが規定されている。通信基盤を共有するための料金は事業者間で交渉できるが、合意に至らなければOSIPTELが妥当な料金を決定することになる。

#### (2) 番号ポータビリティ政策

2007年4月、移動電話の番号ポータビリティ導入に関する法律（法律第28999

号)が制定され、2010年1月から移動電話の番号ポータビリティが実施された。また、2012年12月に固定電話の番号ポータビリティに関する法律(最高法令第29956号)が施行され、2014年9月より開始された。2019年9月末までの累計で約2,128万のユーザが移動電話の番号ポータビリティ制度を利用した。

### (3) 仮想移動体通信事業者(MVNO)制度

2013年9月、「移動体通信市場における競争力強化法(法律第30083号)」が制定され、MVNO制度の導入が規定された。ただし、実際に施行されたのは2年後の2015年12月になってからであった。同法は、25%以上の市場シェアを持つ移動体通信事業者(MNO)に、MVNOから要求があった場合、自社の無線ネットワークへのアクセスを義務付けている。また、MVNOサービスの提供には、MVNO免許の取得、電波利用料の支払い、年間売上高の1%をユニバーサル・サービス基金(FITEL、現 Pronatel)に納付することを義務付けている。なお、MNOは、自らのモバイル通信網を通じてMVNOとして事業を行ってはならず、MVNOへの出資も禁止されている。

### (4) 移動電話不正利用防止策

ペルー政府は、移動電話の不正利用防止に力を入れている。OSIPTELは2010年9月にプリペイド式移動電話(現在使用中の回線も含めて)の本人確認を義務化した。移動体通信事業者に移動電話の販売時に本人確認を求めており、移動体事業者がこれを適切に履行しなかった場合には、是正命令と罰金を科すことができる。2011年3月にはプリペイド移動電話の所有者により本人確認手続が行われなかった約91万の回線を遮断した。2013年2月には是正命令に従わなかったモビスター・ペルー(Movistar Peru)、クラロ・ペルー(Claro Peru)、ネクステル・ペルー(Nextel del Peru、現エンテル・ペルー(Entel Peru))の3社に対し罰金を科した。

また、OSIPTELは2015年6月から指紋登録認証システムの段階的導入を義務付けている。移動体事業者は移動電話を販売する際、全国身分登録機関(National Registry of Identification and Civil Status: RENIEC)に登録済みの個人指紋データとの照合が求められるようになった。2017年2月までにRENIECの登録データと所有者が一致しないプリペイド移動電話は、登録が抹消され、使用できなくなった。このため、OSIPTELの発表によれば、100万回線以上が遮断された。2016年には、OSIPTELは盗難デバイスの使用をブロックするため、「国際移動体装置識別番号(International Mobile Equipment Identifier: IMEI)」データベースを構築し、2019年2月までに450万台の違法な移動体端末の通信を遮断した。

### (5) 消費者保護政策

ペルー政府は2021年6月、消費者保護を目的とした法律(法律31207号)を

制定した。この法律では、ISP が消費者に提供するインターネット接続サービスの実効速度が、広告表示上の速度又は契約書に記載されている速度の 70%（従来は 40%）以上であることを保証することが義務付けられている。また、インターネット速度の測定・監視を担当する新しい規制機関として RENAMV（National Registry of Internet Service Monitoring and Surveillance）を設立する。更に、消費者が自分の接続速度を正確に測定するためのツールの提供も義務付けられている。2021 年 8 月には、OSIPTEL がこの新法を実施するための規則を発表した。広告・契約表示上の速度の 70% という基準は、接続技術や契約時期にかかわらず、すべてのインターネット・ユーザに適用される。新規則は 2 段階で適用され、2022 年 3 月 3 日からは 52% とし、2022 年 12 月 3 日までに 70% に引き上げる計画である。

2020 年 10 月には OSIPTEL がモビスター・ペルーに対し、固定インターネットの料金プランの変更手続（移行・解約・停止等）を加入者が直接かつ簡単に行うことができるウェブサイト及びモバイル・アプリケーションを導入するよう命じた。同社は、顧客がアカウントの解約又は停止を要求した場合、1 営業日以内に手続を完了させなければならない。また、料金プランを値上げする場合、30 日前に顧客に通知し、新料金が適用される 10 日前にはその旨を通知する必要がある。2021 年 7 月、OSIPTEL は、契約数が 50 万人を超える電気通信事業者に対し、契約解約やプラン移行に関する情報の報告義務を定めた決議を発表した。

### 3 情報通信基盤整備政策

#### (1) ユニバーサル・サービス

1993 年 4 月、「最高法令第 013-93-TCC」に基づきユニバーサル・サービス基金（FITEL）が創設された。FITEL は、MTC の管理の下、農村部でのブロードバンド網構築等の電気通信基盤整備に利用された。財源は、電気通信事業者の年間売上高の 1% 徴収による拠出金である。

MTC は 2018 年 12 月、「最高法令第 018-2018」により、FITEL に代わる新たな投資基金の設立を承認した。2019 年 3 月には、FITEL と合併する形で Pronatel が創設された。Pronatel が提供する資金は、電気通信基盤整備に制限されず、デジタルスキル習得プログラム等、広範な目的に活用される。

#### (2) 国家光ファイバ・バックボーン構築計画（RDNFO）

ペルー政府は 2011 年 5 月、国家ブロードバンド開発計画（National Plan for Development of Broadband : PNBA）を発表した。2016 年までの達成目標として以下を定めた。

- ・国内すべての市町村で 2Mbps 以上のブロードバンド環境を整備
- ・都市部のすべての教育や医療、警察、行政機関等向けに 2Mbps 以上のブロードバンド環境を整備

- ・ブロードバンド加入総数を全国で 400 万に増加
- ・ 4Mbps 級のブロードバンド・サービスに 50 万が加入 等

同計画を実施するための法整備も進められ、2012 年 7 月、「ブロードバンド振興及び国家光ファイバ・バックボーン構築法（法律第 29904 号）」が制定された。同法により、コンセッション方式に基づき国家光ファイバ・バックボーンを構築・運営すること、エネルギー・炭化水素等の公共サービスに関連した基盤へのアクセス及び利用を可能とすること、光ファイバ・バックボーンのうち一定の容量を電子政府、教育、医療等の公的分野における ICT 利活用のために留保すること等が定められた。

2013 年 6 月には国家光ファイバ・バックボーン構築計画(National Fiber Optic Backbone : RDNFO) が発表された。同計画は、22 州及び 180 郡を全長 1 万 3,500km の光ファイバ・バックボーンで結ぶもので、FITEL（当時）を通じて総額 3 億 3,300 万 USD が投資された。2014 年 6 月、MTC は、メキシコ系の Azteca Communications と 20 年間のコンセッション契約を締結した。同社は、2014 年 12 月から基盤構築に着手し、2016 年 7 月にプロジェクトはほぼ完成した。Azteca Communications は RDNFO の光ファイバ網を使い、卸売レベルの伝送サービスをローカルのインターネット・サービス・プロバイダや市町村等に提供している。

また、RDNFO を補完するプロジェクトとして、ペルー北部・中部・南部の 21 地域で、光伝送網及びアクセス網整備計画が実施されている。2015 年 4 月には、ペルー政府は電気通信基盤構築を促進するための枠組みを制定する法律（法律第 29022 号）を公布した。同法はアンテナや支柱、通信ケーブルを整備するための行政手続の簡素化を目的としたものである。

しかし、MTC は、敷設した光ファイバ網が十分に活用されていないと指摘し、更に、インターネット接続性の向上、接続料の低廉化、デジタル・ディバイドの解消という本来の目的を達成していないと分析した。MTC は低迷する利用率の向上を図るため、2018 年 10 月に現行法（法律第 29904 号）の見直しを開始し、翌年 7 月に改正法案を提出した。2020 年 1 月には当該法の一部改正が可決された。新规定では、エンドユーザへのサービス提供が可能となり、また、市場状況に対応したより柔軟な料金設定が認められた。

しかし、Azteca Communications は 2020 年 1 月に改正された規則の下でも事業の継続は難しいとして、2034 年に期限切れとなるコンセッション契約の解除を要求した。2021 年 3 月、MTC は Azteca Communications との契約に関するパブリック・コンサルテーションを開始し、5 月に公聴会を実施した後、7 月には Azteca Communications のコンセッション契約解除の最終決定が下された。

### （3）Wi-Fi プロジェクト

ペルーの閣僚理事会は 2021 年 2 月、デジタル・ディバイド解消のため農村部

へのインターネット接続を提供する特別措置を実施する緊急政令を承認した。このプロジェクトにより、320万人の市民がインターネットにアクセスできるようになる。プロジェクトは三つの地域に分けて実施され、第1段階では、ロレト、ウカイヤリ、マドレデディオス、アマゾナスの遠隔自治体の公共施設を衛星通信で接続し、各公共施設に無料 Wi-Fi を整備する。第1段階は2021年中に完了させる計画である。第2段階では、ワンカベリカ、アヤクチョ、アプリマク、ランバイエケ、クスコ、リマの遠隔自治体が対象となり、無料 Wi-Fi が整備される。第3段階では、政府は約1,000か所にデジタル・アクセス・センター（Centros de Acceso Digital）を設立し、IT機器へのアクセスとICTリテラシーの向上を促進する。ワヌコとパスコに最初のセンターが設立された後、2021年中には全国564か所に設立される予定。政府はこのプロジェクトに初年度に計約1億8,000万PEN（MTC予算：約5,000万PEN、Pronatel：約1億3,000万PEN）を投資する計画である。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

電気通信機器の基準認証は、MTCが所掌している。MTCは、装置あるいは器具の標準化及び認証の基準を定め、基準認証を実施するとともに、第三者機関を指名することができる。電気通信網に接続する装置あるいは器具は、MTCの認可承認を必要とするが、軍隊が使用する装置及び器具は、国防省が管理している。無線通信を含む電気通信装置あるいは器具の輸入、製造及び販売についても、MTCの認可を必要としている。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

1998年8月の市内電話・長距離電話市場の自由化後も旧国営通信事業者であるテレフォニカ・デル・ペルー（Telefonica del Peru：TdP）が市場シェアの7割超を占め、独占状態が続いている。固定電話の普及率は、地形的要因（国土の50%を占める密林地帯や山岳地帯）に加えて、VoIPや移動体通信サービスの普及拡大もあり、政府の目標値である15%を下回る10%前後で停滞している。

MTCは低迷する普及率を引き上げるため、TdPとの間で合意されたコンセッション契約（5年単位で最長20年まで延長可能）に基づき、貧困対策としての低廉な固定電話サービスの提供義務のほか、農村地域の固定電話整備対策として450MHz帯や900MHz帯等を使用した固定無線アクセス（FWA）方式による音声サービスの導入を進めている。クラロ・ペルー（メキシコのアメリカ・モバイル

(America Movil) の完全子会社)、エンテル・チリ (Entel Chile) 傘下の Americatel、Gilat To Home、モビスター・ペルー等が FWA サービスを提供している。

## 2 移動体通信

移動体通信市場は、モビスター・ペルーとクラロ・ペルーの 2 強体制にあり、これに 2013 年 8 月に米 NII Holdings からネクステル・ペルーを買収したエンテル・ペルー (チリ資本) と、2014 年 7 月に新規参入したベトナム資本 Viettel が出資する Bitel が対抗する形となっている。

5G の試験導入が既に進んでおり、2019 年 3 月にエンテル・ペルーが 3.5GHz 帯を使用した国内初の 5G トライアルを実施した。同年 5 月には、クラロ・ペルーが 3.6GHz 帯を使用した 5G トライアルを実施し、同年 9 月にはモビスター・ペルーが、遅れて 10 月には Bitel が 5G トライアルを行っている。

このほかに、複数の MVNO 事業者がプリペイド式移動体通信サービスで市場参入しており、全体で約 45 万の加入者を獲得している。バージン・モバイル (Virgin Mobile) はペルーで最初の MVNO サービスを 2016 年 7 月に開始したが、2017 年中ごろには市場からの撤退を示唆し、2017 年 9 月には、スペインの公衆電話事業者である InfoPyme の子会社 Incacel Movil にペルー事業を売却した。その後 2019 年 12 月に米国の電気通信事業者 ACN が Incacel Movil を買収し、Flash Mobile ブランドで事業を継続している。これ以外の MVNO 事業者には、モビスター・ペルーの姉妹ブランドである Tuenti Movil や、Cuy Movil、Dolphin Telecom 等がある。

## 3 インターネット

2017 年以降、ケーブルモデム加入者数の伸び率が著しい一方で、DSL の加入者数が減少傾向にある。光ファイバは、政府主導の RDNFO プロジェクトが 2016 年 7 月に完了したところであるが、高額な接続料がネックとなり、利用率が低迷している。

主要プロバイダは TdP とクラロ・ペルーで、両社を合わせた加入シェアは 9 割に達する。このほかにエンテル・ペルーやクラロ・ペルー傘下の OLO が LTE/WiMAX モバイル・ブロードバンド・サービスを提供している。

クラロ・ペルーとエンテル・ペルーは 2021 年 3 月、MTC が 3.5GHz 帯を使用した固定無線アクセス (FWA) 方式の 5G 提供を承認したことを受けて、5G サービスの提供を開始した。

# VI 運営体

## 1 テレフォニカ・デル・ペルー (TdP)

Telefónica del Peru

Tel.	+51 1 470 1616
URL	<a href="https://www.telefonica.com.pe/">https://www.telefonica.com.pe/</a>
所在地	Avenida Arequipa 1155, Piso 9, Lima 1, PERU
幹 部	Alfonso Gómez Palacio（中南米事業最高経営責任者／CEO Hispam）

## 概要

国内最大手の総合通信事業者である。1994年にリマで市内・長距離電話を提供していたCPTと、リマ以外で市内と長距離・国際電話を提供していたエンテル・ペルーという二つの旧国営事業者の合併により設立された。2008年12月に固定通信、移動体通信、有料放送等すべての事業部門をモビスター・ペルーというブランドの下に統合した。スペインのテレフォニカ（Telefónica）が同社株式の約98%を所有している。

## 2 クラロ・ペルー

## Claro Peru

Tel.	+51 1 613 1000
URL	<a href="http://www.claro.com.pe/">http://www.claro.com.pe/</a>
所在地	Av. Nicolás Arriola 480 La Victoria, Lima, PERU

## 概要

メキシコの移動体通信事業者アメリカ・モビルの完全子会社である。2005年3月の周波数入札により免許を取得した。更に同年8月にイタリアのテレコム・イタリア・モビレ（Telecom Italia Mobile：TIM）からペルーでの移動体通信事業を買収し、国内第2位の事業者となった。2010年10月に固定通信及び有料放送事業を手がけるテルメックス・ペルー（Telmex Peru）を統合しており、クラロ・ブランドの下で一元的にサービス提供を行っている。2016年8月には、無線ブロードバンド・プロバイダのOLO及びTVS Wirelessを買収して傘下に収めている。

## 3 エンテル・ペルー（旧ネクステル・ペルー）

## Entel Peru

Tel.	+51 1 611 1111
URL	<a href="http://www.entel.pe/">http://www.entel.pe/</a>
所在地	791 Avenida Republica de Colombia, Piso 14 San Isidro, Lima 27, PERU

## 概要

以前は米国NII Holdingsの完全子会社として、1998年よりiDEN方式による



移動体通信サービスを提供していた。2013年8月、親会社であった NII Holdings がネクステル・ペルーを約4億USDでチリ資本のエンテルに売却した。

## 放 送

### I 監督機関等

#### 運輸通信省 (MTC)

(通信 / I - 1 の項参照)

### II 法令

#### 1 2004年ラジオ・テレビ法 (Ley de Radio y Televisión、法律第28278号)

2004年7月に公布された。同法を受けて、2005年2月に認可基本方針等の細則を定めた「ラジオ・テレビ法の一般規則」が制定され、これらが放送事業の基本法体系として位置付けられている。

#### 2 ラジオ・テレビ法の一般規則 (Aprueban el Reglamento de la Ley de Radio y Televisión、最高政令第005-2005-MTC号)

「2004年ラジオ・テレビ法」に基づき、放送にかかわる詳細事項を規定している。

### III 政策動向

#### 1 免許制度

##### (1) 放送免許

免許に関する諸規定は、「ラジオ・テレビ法の一般規則」にある。免許種別は、中波、短波、FM、VHF、UHF及び衛星放送である。免許期間は10年で、10年ごとの自動更新が可能とされ、同規則の定める要件、事業財務基盤条件及び別途定める技術基準を満たしていれば交付される。

##### (2) 所有規制

「2004年ラジオ・テレビ法」第40条において、外資は40%以下と制限され、免許申請法人が本国において放送事業を行っていることを条件に認可の対象とすると規定されている。

#### 2 地上デジタル放送

2009年4月、「最高法令第019-2009-MTC」に基づき、ペルーにおける地上デ

デジタルテレビ放送方式に、ブラジルでミドルウェアに一部変更が加えられた ISDB-Tb を採用することを発表した。

ペルーの地上デジタル放送導入は、MTC より 2010 年 3 月に公表された「最高政令第 017-2010-MTC 号（マスタープラン）」及び「同第 020-2014-MTC 号（マスタープランの改正）」に基づき、全国を五つの地域に分けて、段階的に実施されている。

2014 年 9 月、MTC は、ISDB-Tb 対応受信機の普及が遅れている状況に配慮し、マスタープランの延期を発表した。2017 年 9 月には、2016 年初旬に発生した豪雨災害（エルニーニョ・コストロ）の被災状況を考慮し、一部の地域の放送開始の最終期限が延期された。更に、2021 年 2 月及び 12 月には、それぞれ「最高政令第 007-2021-MTC 号」及び「最高政令第 029-2021-MTC 号」が公布され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止措置の累次の延長により、放送事業者の広告収入が減少し経営が悪化するとともに、地デジ対応設備の輸入及び送信局の更改・設置が困難となっている状況を考慮し、一部の地域の放送開始の最終期限が延期された。

地域別地上デジタル放送開始及びアナログ放送停波時期

地域	対象地区	デジタル放送開始の最終期限		アナログ放送 終了の 最終期限
		アナログ・ デジタル同時 放送方式*	ダイレクト 方式**	
1	リマ、カヤオ	2015年 第4四半期	2021年 第4四半期	2022年 第4四半期
2	アレキパ、クスコ、トルヒーヨ、チクラヨ、ピウラ、ワンカヨ	2018年 第2四半期	2022年 第4四半期	2023年 第4四半期
3	アヤクチョ、チンボテ、イカ、イキトス、フリアカ、プカルパ、プノ、タクナ	2022年 第4四半期	2023年 第4四半期	2024年 第4四半期
4	アバンカイ、カハマルカ、チャチャポヤス、ワンカベリカ、ワヌコ、プエルト・マルドナド、モケグア、セロ	2023年 第4四半期	2025年 第4四半期	2026年 第4四半期

	デパスコ、モヨバンバ、トゥンベス			
5	1、2、3、4で指定された以外の対象場所	2024年 第4四半期	2027年 第4四半期	2028年 第4四半期 (地方のコミュニティ用放送局、国境や特別な社会的関心を有する地域を除く)

\*アナログ・デジタル同時放送方式 (transición simultánea) : アナログ放送を継続して行いながら別チャンネルでデジタル放送を行う方式。

\*\*ダイレクト方式 (transición directa) : 同じチャンネルでアナログからデジタルへ直接切り替える方式。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

商業放送を含む 500 以上のラジオ放送事業者が存在する。主な事業者は、ラジオ・ナショナル (Radio Nacional)、民間放送の RPP、CPN、Radio Panamericana 等である。

### 2 テレビ

地上テレビは、国営放送の TV Peru と、商業放送の Latina Televisión、America TV、Panamericana TV、Andina de Televisión (ATV) がネットワーク局として全国放送を実施している。商業放送の番組構成は、米国やメキシコ等、海外からの輸入も多いが、バラエティ番組やオーディション番組等自国制作の番組も増えており、それらも好評を博している。

### 3 衛星放送

OSIPTEL によると、2019 年 9 月現在、衛星放送の加入数は約 53 万 5,000 で、全有料放送の 26.5% を占めている。TdP とクラロ・ペルー、ディレク TV (DirecTV) が衛星放送を実施している。2019 年 9 月現在、ディレク TV の加入者数は約 34 万 1,000 で、有料放送市場において 17.4% のシェアを得ている。

### 4 ケーブルテレビ

OSIPTEL によると、2019 年 9 月末現在、約 201 万 6,000 の有料放送加入世帯のうち、リマの加入者が約 55% 超を占めている。ケーブルテレビ・サービスは、

TdP とクラロ・ペルーが 2 大勢力で、このほかに Best Calbe Peru や小規模のケーブルテレビ事業者がサービスを提供している。TdP の加入者数は 128 万 4,000 で、有料放送市場で 63.7%を占めている。一方、クラロ・ペルーの加入者数は 17 万 4,000 で 8.6%のシェアを占めている。

## V 運営体

### TV Peru

Tel.	+ 51 1 619 0707
URL	<a href="https://www.tvperu.gob.pe/">https://www.tvperu.gob.pe/</a>
幹部	Joseph Elías Dager Alva (IRTP総裁／Executive President)

#### 概要

国営テレビ事業者。1958年の放送開始時は Radio and Television of Peru (RTP) の名称で呼ばれていた。現在は国営ラジオ・テレビ局を総括するペルー国営放送協会 (IRTP) の傘下にある。財源は政府交付金及び広告収入である。

## 電 波

### I 監督機関等

#### 運輸通信省 (MTC)

(通信／I - 1 の項参照)

#### 所掌事務

MTC が電波監理及び電気通信機器の標準化等を所掌する。同省管轄下の各部署の所掌事務は以下のとおりである。

機関名	所掌事務
運輸通信省 (MTC)	電気通信政策、電気通信事業者に対する免許付与、電波監理及び電気通信機器の標準化、電気通信基盤の開発
通信規制・国際局 (DGRAIC)	電気通信政策、周波数計画及び国際周波数調整
公衆通信免許局 (DGCC)	公衆電気通信事業用の免許及び周波数管理

放送自営通信許可局 (DGAT)	放送事業・自営通信用の免許及び周波数管理
通信管理監視局 (DGCSC)	周波数利用、通信放送サービスの質、通信設備の監督・管理

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

「1994年電気通信法」に規定された電波の公平性及び効率性使用の原則と周波数分配計画 (National Frequency Attribution Plan : PNAF) に基づき、MTC が特定のサービス対象となる周波数帯を割り当てる。

### 2 無線局免許制度

無線局免許制度に関する主な規則は以下のとおり。

- ・免許は、事業財務基盤及び技術基準等、法令の要件を満たせば、付与される。
- ・同一地域における同一周波数の複数申請は、周波数オークションにより決定する。

2005年からブロードバンド無線通信 (BWA) や移動体通信において周波数オークションが実施されている。最初のオークションは、テレフォニカとベルサウス (BellSouth) の合併により生まれた TEM Peru (現モビスター・ペルー) が、市場独占を防ぐため周波数所有を制限する MTC の決議に従い手放した 800MHz 帯の 25MHz 幅に対して行われ、アメリカ・モビルの子会社 Sercotel が獲得した。しかし、Sercotel はその後 TIM Peru (現クラロ・ペルー) に買収された。2007年7月に行われたオークションでは、クラロ・ペルーが 800MHz 帯を、ネクステル・ペルー (現エンテル・ペルー) が 800MHz 帯と 1900MHz 帯を獲得した。2008年のオークションは、1900MHz 帯と 800MHz 帯の残りの周波数に対して行われたが経済悪化で成立しなかった。

2013年7月に、LTE 向け 1710-1770MHz 帯及び 2110-2170MHz 帯の周波数オークションが実施され、モビスター・ペルーと Americatel の 2社がそれぞれ 1億 5,220万 USD と 1億 550万 USD で落札した。政府は両社と更新オプションの付いた 20年間のコンセッション契約を締結した。両社には、その後 5年間で LTE 網を 234都市 (人口の 50%) に構築することと、MVNO 事業者に自社 LTE 網へのアクセスを認めることが義務付けられた。

2016年には、700MHz 帯のオークションが行われ、クラロ・ペルー、モビスター・ペルー、エンテル・ペルーが落札した。

2018年8月、MTC は 4G や 5G 等の高度な移動体通信サービスに新たな周波数を割り当てるため、PNAF の変更を承認した。対象となる周波数帯は、452.5-

457.5MHz/462.5-467.5MHz、806-821MHz/851-866MHz、821-824MHz/866-869MHz、2500-2692MHz、2300-2400MHz、3400-3600MHzの周波数帯となっており、周波数免許は公開入札により付与される。

2019年2月には、MTCは、公正な競争環境を確保するため、1事業者が保有できる周波数に制限を設ける周波数キャップを設けることを決定した。低帯域（450MHz帯、700MHz帯、800MHz帯、850MHz帯、900MHz帯）で最大60MHz幅、中帯域（1-6GHz帯、1900MHz帯、2100MHz帯、2300MHz帯、2600MHz帯、3500MHz帯、3700MHz帯）で最大250MHz幅とした。同年5月には周波数リース規則を採択した。

2019年9月、MTCは5Gの導入を促進するため、3.4-3.8GHz帯を5G用に割り当てることを内容とするPNAFの変更を行った。同年10月、民間投資促進庁（Proinversion）は、1750-1780MHz帯／2150-2180MHz帯及び2300-2330MHz帯の周波数オークションを2020年第2四半期に実施すると発表した（その後、オークションは2021年12月初旬に実施されると発表された。しかし、2022年1月現在、5Gオークションは実施されていない）。当該周波数帯は4G及び5G導入に使用され、免許は全国免許で有効期間は20年となる。政府は約2億9,100万USDの収益を見込んでいる。2020年2月には、MTCは4G及び5G向け周波数オークションの追加条件を発表した。1.7GHz帯で60MHz幅、2.3GHz帯で30MHz幅をオークションにかけるとし、落札者には、2022年までに全国5,641か所で固定あるいはモバイル・インターネット・サービスの提供が求められ、また、599の公的機関との接続も義務付けられる。

2021年4月、MTCはPNAFを変更し、農村部等の地理的条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備促進の用途として、いわゆる「TVホワイトスペース」と呼ばれる470-698MHz帯を新たに割り当てるとともに、ミリ波帯である26GHz帯の1200MHz幅を将来の5G用に割り当て、更に、5925-7125MHz帯の1200MHz幅を免許不要のWi-Fi 6Eアクセス用に確保した。

### 3 周波数割当制度

周波数の使用許可は、電気通信法に基づき、MTCが周波数の使用許可を与える。

### 4 電波利用料制度

周波数の使用により、無線局、テレビ局及び無線受信局の所有者は、電波利用料の支払いを必要とする。料額は、「1994年電気通信法の一般規則」及び「ラジオ・テレビ法の一般規則」に規定されている。

### 5 電波の安全性に関する基準

MTCは電波放射の技術試験に対する責任を負い、この役割を遂行するために、電気通信法に基づく関連する規定（最高政令第038-2003-MTC号）を定めている。

電磁界における人体のばく露に関する制限値は、国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインに基づいて対応している。

関連する規定は、その後の改正を含め、以下 URL の項目にまとめられている。

[http://www.mtc.gob.pe/comunicaciones/regulacion\\_internacional/regulacion/normas\\_vigentes.html](http://www.mtc.gob.pe/comunicaciones/regulacion_internacional/regulacion/normas_vigentes.html)

### Ⅲ 周波数分配状況

MTC は、ITU の周波数分配に基づき、2008 年 2 月 21 日に周波数分配計画 PNAF を策定し、その後、累次の変更が行われてきている。

・周波数分配計画表 URL :

<https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1861732/Resoluci%C3%B3n%20Ministerial%20nro%20373-2021-MTC/01.pdf>